

# 東京医科大学八王子医療センター臨床倫理指針

## 臨床倫理指針

「患者さんの生命の尊厳と人権の尊重」はもとより、「当院の理念・基本方針」および「患者さんの権利と責務」などにに基づき、すべての職員が臨床における様々な問題に対応し、患者さんにとってもっとも望ましい医療を適切に提供することを目的として、当院における臨床倫理に関する指針を定めます。

### 1. 基本原則

- (1) 患者さんの最善の利益を追求した医療を実践します。
- (2) 患者さんには良心を持って平等に接し、その人格や価値観を尊重します。
- (3) 患者さんの立場に立った対応を常に心がけ、良好な信頼関係に基づいた医療を患者さんと協同して行います。
- (4) 情報を正しく伝え、十分な説明と同意に基づく自己決定権を尊重します。
- (5) 科学的根拠に基づいた、安全・最良な医療を行うよう努めます。
- (6) 個人情報やプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守します。
- (7) 医療や倫理に関する関連法規を遵守し、医療倫理の諸指針を尊重します。

## 2. 具体的な倫理課題への対応方針

### (1) 意識不明・自己判断不能な患者さんへの対応について

意識不明や判断能力のない患者さんにおいては、ご家族など適切な代理人の同意を得て治療に必要な判断と決定を行います。なお、適切な代理人がない場合や、生命の危機に係わる緊急事態で家族関係者に連絡がつかない場合は、多種職で検討し、患者さんにとって最善の利益となる治療を行います。判断が不可能な場合には、病院倫理委員会で審査します。

### (2) 有益な検査・治療や入院の拒否、指示不履行への対応について

検査・治療・入院などの必要性および利益、実施しない場合の負担と不利益について十分な説明を行っても患者さんが医療行為を拒否した場合には、患者さんの自己決定権を尊重します。医療者と患者さんの意向が対立する場合には、多種職による協議で検討し、判断が難しい場合には病院倫理委員会で審査します。

### (3) 輸血拒否患者さんへの対応について

宗教上の理由などから輸血を拒否される患者さんには、相対的無輸血

(ご本人の意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力しますが、輸血以外に救命手段がない事態に至った場合には輸血を行う) の立場をとります。

#### (4) 身体拘束について

身体拘束は人間としての尊厳を損なう危険性を有すと同時に身体的・精神的・社会的弊害をもたらします。身体拘束の必要性があると判断された場合であっても、身体拘束以外の緩やかな手段が考えられればそれを選択するように努めます。しかし、緊急時ややむを得ない場合の対応としては、以下の3つの条件を満たすことを確認します。

- ① 切迫性 (抑制しなければ生命にかかわる可能性がある場合)
- ② 非代替性 (他に代わる手段がない)
- ③ 一時性 (必要なくなれば速やかに解除する)

#### (5) 終末期における意思決定と医療について

終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (厚生労働省)」に従い、患者さんやご家族と相談の上、患者さんの意思に基づいた医療を行います。ま

た、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助を含めた総合的な医療・ケアを行います。

#### (6) 心肺蘇生不要 (DNAR) について

心肺蘇生術 (CPR) の有効性について、終末期・老衰・救命不可能あるいは意識回復が見込めない場合には、患者さんやご家族へ十分な説明をした上で、心肺蘇生術を行わない意思を示された場合は、その意思を尊重します。

#### (7) 個人情報について

患者さんの要配慮個人情報・個人識別符号などを含めた個人情報・データの管理については、「個人情報保護法」「医療・介護における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス (厚生労働省)」等の法令・指針を遵守します。

#### (8) インフォームド・コンセント (説明と同意) について

これから行おうとする検査や治療については、病名、治療・検査目的、内容、リスク、代替可能な治療や検査法、何もしない場合に考えられる

結果などを患者さんに十分な情報を提供して説明し、同意を得た上で行います。患者さんは、医療者から十分な説明と情報提供を受けた上で、治療・検査・その他の医療行為について自らの意思と価値観に基づいて選択することや、拒否する権利があります。なお、拒否したとしても、一切の不利益を被ることはありません。

#### **(9) セカンドオピニオンについて**

患者さんには、納得した治療を受けるために、主治医以外の医師から意見（セカンドオピニオン）を求める権利があり、他の医療機関での診察を希望される場合には、必要な資料を提供します。その場合にも、一切の不利益を被ることはありません。

#### **(10) 虐待について**

小児、高齢者、障害者への虐待が疑われた場合には、当院の病院規定に従って対応致します。

#### **(11) 臓器提供、法的脳死判定について**

厚生労働省の「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針を遵守し

て行います。臓器提供については当院の病院規定を遵守して行います。

臓器提供の意思は、臓器提供意思表示カード、健康保健書・運転免許・マイナンバーカードの意思表示欄、その他の意思表示書類などで確認し尊重します。

### (12) 臨床研究・治験・保険適応外治療について

医療の発展のため行われる臨床研究については、ヘルシンキ宣言および「臨床に関する倫理指針（厚生労働省）」等の医療・医学研究の法令や指針を遵守し、東京医科大学医学倫理審査委員会において、倫理的観点及び科学的観点から公正かつ中立的に審査を行います。治験や・製造販売後臨床試験に関しては、当院の治験審査委員会で審査し、臨床試験の実施に関する省令（GCP）を遵守します。研究や治験の実施にあたっては、参加される患者さんの権利・利益の保護を徹底します。保険適応外治療については、当院の病院倫理委員会で審査しその決定に従います。

### (13) その他の倫理的問題について

その他の臨床倫理的な問題については、本臨床倫理指針の原則に従い判断しますが、判断が困難な場合には、病院倫理委員会において検討し

ます。

2023年4月1日 東京医科大学八王子医療センター職員の倫理要綱から改定